

【こんなとき民生委員児童委員へ】

在宅生活に関すること

- 毎日の介護で困っていること
- 福祉サービスの利用に関すること
(ホームヘルプ、給食、移送、除雪サービスなど)
- 施設利用に関すること
(デイサービス、ショートステイなど)
- 介護保険制度に関すること
- その他

家族関係のこと

- 結婚、離婚に関すること
- 親子関係に関すること
- 扶養に関すること
- 相続に関すること
- その他

暮らしのこと

- 住まいに関すること
- 近所付き合いに関すること
- 生活費に関すること(職業や年金など)
- 生活福祉資金など各種貸付制度の利用に関すること
- 生活保護に関すること
- 遊び場、通学路などの危険箇所に関すること
- 公害や環境衛生に関すること
- その他

育児・教育のこと

- 育児やしつけに関すること
- いじめや不登校に気付いたとき
- 学校生活の悩みに関すること
- 非行に関すること
- 児童虐待に関すること
- その他

その他の困りごと

- 心身の疾病や障害に関する相談等

支えあう 住みよい社会 地域から

民間福祉の担い手として最も歴史のある「民生委員」制度は、幾多の変遷を経て戦前戦後の混乱期から現在に至るまで、人間愛、社会愛の灯を絶やすことなく地域の人々から、生活のことや家族のこと、さまざまな悩みごとの相談に乗ってくれる人「民生委員さん」として親しまれてきました。

家族関係のことや子育てのこと、暮らしのことなどの問題を抱えながらも、福祉の窓口へ一歩踏み出せない人もいます。そのような人の事情をよく聞き、親身になって問題解決に取り組み、プライバシーを尊重するもっとも身近で頼りになる相談相手として、地域の民生委員児童委員は活動を続けています。

お元気ですか、わたしたち 民生委員児童委員 は、あなたの一番身近な相談員 です。

※相談のプライバシーは守ります!

問合先 福祉課 Tel.28-8024

令和4年度から未就学児の国民健康保険税が軽減されます

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の国民健康保険税(以下、国保税)の均等割額が2分の1に軽減されます。

国保税は、前年中の総所得金額等により算出される「所得割額」、加入者ごとに定額でかかる「均等割額」、一世帯ごとに定額でかかる「平等割額」の合計で構成されており、このうち「均等割額」と「平等割額」は世帯の総所得金額等の合計に応じて軽減措置がされています(7・5・2割軽減)。今回の軽減措置は、未就学児の「均等割額」をさらに2分の1に減額するものです。

例えば、7割軽減世帯の未就学児の場合、残り3割の2分の1を減額することから、8.5割軽減になります。

※世帯の総所得金額等の合計に応じた軽減措置については、広報たきかわ6月号でお知らせします。

【対 象】 全世帯の未就学児(当該年度の3月31日までに6歳になる被保険者まで)

【適用開始】 4月1日から(6月中旬発送の令和4年度納税決定通知書から)

【軽減措置適用による未就学児の均等割額】

	軽減適用前		軽減適用後	
	医療保険分	後期高齢者支援分	医療保険分	後期高齢者支援分
軽減なし世帯	23,100 円	6,600 円	11,550 円	3,300 円
	5 割軽減			
2 割軽減世帯	18,480 円	5,280 円	9,240 円	2,640 円
	6 割軽減			
5 割軽減世帯	11,550 円	3,300 円	5,775 円	1,650 円
	7.5 割軽減			
7 割軽減世帯	6,930 円	1,980 円	3,465 円	990 円
	8.5 割軽減			



問合先 保険医療課 Tel.28-8016